

令和8年度
なは産業支援センター育成支援事業

公募要領

那覇市経済観光部
商工農水課 産業政策グループ

令和8年6月4日

1 業務概要

(1) 事業の名称

「なは産業支援センター育成支援事業」(以下、本事業という)

(2) 事業の目的

本事業は、情報通信産業をはじめ、国際物流産業、ものづくり産業、エネルギー産業、観光関連産業等（沖縄振興特別措置法や沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に規定する戦略的成長産業分野）の振興発展と本市経済の活性化に寄与するため、なは産業支援センターに入居する企業の育成支援を図るために実施する。

起業家支援を目的にインキュベート(創業支援)施設として開設されたなは産業支援センターは、好立地でありながら低額で事務所スペースを提供する他、公的施設に入居することでの一定程度の信用の賦与、企業間交流を通じた相乗効果等が期待されている。

本施設の設置当初はベンチャー企業の入居や県外企業の誘致による企業集積が中心であったが、昨今では県外への企業誘致の効果もあり、県外の中堅企業の支社や営業所等が入居するケースも増加傾向にある。なお、起業家支援の目的に立ち返り、令和7年度からの新たな入居者募集においては、設立3年を超える既存企業等の支社や営業所等については、応募資格がないものとしている。

本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用し受託者によるコンサルティング等のソフト的支援を実施するものであるが、上記のとおりベンチャー企業に対する支援と、進出企業に対する支援をそれぞれふさわしい内容で実施することで、入居期間の成長の促進を図ることを目的とする。

(3) 今年度の事業テーマ

現在、入域観光客数の増加基調に伴い、観光産業をはじめ多くの産業に活気が戻りつつあるものの、世界情勢の不安定化による物価高騰等の影響などを踏まえながら、入居企業の基盤強化等に資する支援をさらに強化する必要がある。

そのため、事業実施に当たっては、入居企業からのニーズの高い入居企業間の情報共有の機会の創出や、入居企業がタイムリーに求める売上向上に資するビジネスマッチング及び販路拡大等に重きを置くこととする。

本事業を通して、入居企業及びなは産業支援センターの認知度向上などの基盤強化を推進することにより、さらなる入居企業の売上向上及び成長に繋げるものとする。

(4) 業務内容

業務内容は、別紙「なは産業支援センター育成支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月22日(月)まで

※沖縄振興特別推進交付金事業であることから令和9年3月下旬は清算手続きの期間とする。

2 見積上限額

3,500,000円 (消費税及び地方消費税含む。)

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

本公募に応募できる者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (9) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。
- (10) 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所があること。(協力連携事業者は除く。)

5 優先交渉権者等決定までの流れ

応募者から企画提案書の提出を受け、経済観光部所管事業審査委員会にて書類審査、対面等によるプレゼンテーション審査及び必要に応じてヒアリング等を実施し、優先交渉権者を決定する。

6 企画提案書等の提出

別紙「なは産業支援センター育成支援事業仕様書」に基づき作成すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書(様式1)
- ② 企画提案提出書(様式2)
- ③ 企画提案書(様式3)
- ④ 見積書(様式任意)

※経費項目及び人件費は、「令和3年1月_委託事業事務処理マニュアル(経済産業省)」参照

- ⑤ 見積明細書(様式4)

※講師謝礼等の積算については、本市の講師謝礼支払基準の範囲内とすること。

- ⑥ 統括責任者の経歴書(様式5)

※統括責任者とは、事業の統括及び本市との調整等業務全般の責任者をいう。

- ⑦ 定款又は寄付行為

- ⑧ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※提出日から起算し3ヶ月以内に発行されたもの。(写し可)

- ⑨ 直近の市町村税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。(写し可)
- ⑩ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。(写し可)
- ⑪ 協力連携事業者届出書(様式6) ※協力連携事業者がいる場合のみ。協力連携事業者は、「4 参加資格要件」の(1)から(9)までの要件を満たすものとする。
- ⑫ 類似事業の業務実績(様式任意)

(2) 提出部数

提出書類の押印箇所には全て代表者印を押印し、①～⑫の順でインデックスを貼付、フラットファイル(縦)にファイリングの上で、2部提出(正本1部、副本1部(複写可))及びPDFデータをCD、DVD又はUSBメモリー等の電子媒体で提出すること。なお、提出された電子媒体は返却しません。

(3) 提出期限・方法及び場所

- ①提出期限：令和8年7月3日(金)午後5時(12～13時、土日、祝祭日除く)
- ②提出場所：なは産業支援センター5階 管理事務室
(〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号)
- ③提出方法：直接持参又は書類郵送(7月3日消印有効)
※電子メール又はFAXによるもの、提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

7 質疑応答等

本募集に関する質問は電子メールでのみ受け付けるものとし、電話では取り扱わない。

※メールを送信する際には、件名を「なは産業支援センター育成支援事業」の応募に関する質問とすること。

- (1) 質問期限：令和8年6月4日(木)から6月15日(月)
- (2) 回 答：令和8年6月19日(金)に那覇市公式ホームページにおいて、質問内容及び本市の回答を掲載する予定。

(3) 問い合わせ先

〒900-0004 那覇市銘苅2-6-1 なは産業支援センター5F
なは産業支援センター管理事務室(担当:上原)
TEL 098-917-0603 / E-mail: k-syou001@city.naha.lg.jp

8 審査方法、審査項目及び審査基準

(1) 審査方法

企画提案書の審査及び評価は、経済観光部所管事業審査委員会(以下、「委員会」という。)において、書類審査、対面等によるプレゼンテーション審査及び必要に応じてヒアリング等を実施する。

(2) 審査項目及び審査基準

審査は次の審査項目及び別に定める評価基準に基づき審査及び評価行う。

No	評価項目
1	事業概要、事業計画、実施体制等
2	入居企業への支援業務
3	入居企業のネットワーク構築支援業務
4	広報・PR支援の強化業務
5	総合評価
6	提案金額（見積書、見積明細） 加点項目

(3) 審査の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様とかけ離れている場合は、評価対象外とする。

(4) 失格事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者を失格とする。

- ① 応募資格要件を満たさない者が提案したとき。
- ② 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。
- ③ 書類等に虚偽の記載がある提案。
- ④ その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、優先交渉権者名及び次点者名について、全ての提案者に対し審査結果を通知し、那覇市公式ホームページにて公表する。

なお、優先交渉権者選定に関する審査評価の内容及び経過等については公表しない。

10 契約締結に向けての協議

優先交渉権者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、委託契約を締結する。

なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

11 契約に関する基本事項

- (1) 契約期間は、契約締結日から令和9年3月22日(月)までとする。
- (2) 契約締結にあたっての主な留意事項
 - ① 本契約の事業が終了したときは、事業終了後10日営業日以内に事業報告書等を提出すること。
 - ② 受託経費の使途については、沖縄振興特別推進交付金事業であることから、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
 - ③ 本事業は原則、受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託を必要とする業務については、事前に本市の承認を要件とする。

12 選定スケジュール（予定）

①公募期間	<u>令和8年6月4日(木)から7月3日(金)</u>
②質疑応答等質問期限	<u>令和8年6月4日(木)から6月15日(月)</u>
③質疑応答等回答日	<u>令和8年6月19日(金)</u>
④参加表明兼誓約書及び企画提案書提出期限	<u>令和8年7月3日(金)午後5時</u>
⑤プロポーザル審査予定日	<u>令和8年7月10日(金)</u>
⑥審査結果通知予定日	<u>令和8年7月14日(火)</u>
⑦契約予定日	<u>令和8年7月21日(火)</u>

13 その他

- (1) 説明会は実施しない。提案書作成は募集要領、業務仕様書を熟読の上、応募すること。
- (2) 提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 本事業の応募にあたり、沖縄県内の情報通信関連事業者及び関連産業事業者等に対する周知、広報を効果的に実施するため、県内のメディア等と協力連携できる体制を築くこと。

14 問合せ先

〒900-0004 那覇市銘苅2-3-1 なは産業支援センター5階

なは産業支援センター管理事務室（担当：上原）

TEL 098-917-0603 / E-mail : k-syou001@city.naha.lg.jp